

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 節 暫定税率</p> <p>（削除）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 暫定税率</p> <p style="text-align: center;"><u>（石油化学製品製造用揮発油等の取扱い）</u></p> <p><u>2-2 法別表第一第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のC並びに第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)並びに第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる揮発油、灯油又は軽油（以下この項において「揮発油等」という。）から製造されるベンゼン、トルエン又はキシレン（以下この項において「BTX」という。）及び副産物であるラフィネート等（BTX留分を含む抽出残油をいう。）が、ガソリン添加用として使用される場合においては、令第5条第1号又は第6条の規定に基づき、その使用相当量の揮発油等は軽減税率の適用対象から除外されるので留意する。なお、当該BTX及びラフィネート等の使用相当分の揮発油等の数量については、次により算出する。</u></p> <p><u>(1) ガソリン添加用として使用されたBTXに相当する揮発油等の数量</u></p> $\text{ガソリン添加用として使用するBTXの数量} \times \frac{\text{ガソリン添加用として使用するBTXの比重}}{\text{揮発油等の比重}}$ <p><u>(2) ガソリン添加用として使用されたラフィネート等の混合物に相当する揮発油等の数量</u></p> $\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の数量} \times \left[ \frac{\text{BTXの混合割合} - 3.0\%}{\text{(百分率)}} \times \frac{\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の比重}}{\text{揮発油等の比重}} \right]$ <p><u>(注1) 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(注2) (2)におけるBTXの混合割合の百分率は、小数点第2位を四捨</u></p>



## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け） 9 - <u>8</u> （省略）</p> <p>（配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告） 9 - <u>9</u> （省略）</p> <p>（コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告） 9 - <u>10</u> （省略）</p> <p>（丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告） 9 - <u>11</u> （省略）</p> <p>（シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義） 9 - <u>12</u> （省略）</p>	<p>9 - <u>9</u> <u>令第32条第1項第13号に掲げる揮発油、同項第14号に掲げる灯油及び同項第15号に掲げる軽油について、法別表第1第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のC並びに第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)並びに第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。</u></p> <p>（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け） 9 - <u>10</u> （同左）</p> <p>（配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告） 9 - <u>11</u> （同左）</p> <p>（コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告） 9 - <u>12</u> （同左）</p> <p>（丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告） 9 - <u>13</u> （同左）</p> <p>（シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義） 9 - <u>14</u> （同左）</p>